

原子力損害賠償とわが国の不法行為法  
——原賠審「中間指針」を支える権利侵害論・損害論の特徴——

京都大学大学院法学研究科教授

潮見 佳男

## I 総論

### 1 被侵害権利・法益面での特徴

- ・古典的枠組みの維持
  - 財産権（所有権）侵害、人身・健康侵害、営業権（営業利益）侵害
  - 財産権（所有権侵害）→財産的損害＋精神的損害
  - 人身・健康侵害→財産的損害＋精神的損害
  - 営業権（営業利益）侵害→財産的損害＋無形損害
- ・人格権・自己決定権侵害という観点の希薄さ
  - 平穏生活権という観点の希薄さ
  - 「人格」にかかわる問題は、「精神的損害」の賠償額算定基準に局限されている。

### 2 損害論

- ・差額説の観点 cf. 包括的損害把握の視点は？
  - 従前の民法法理との整合性を考慮した処理
  - e.g. 「特別の努力」による営業不能損害・就労不能損害の回避
- ・個別損害項目積上げ方式の採用 「包括請求」方式の不採用
- ・実損主義（具体的損害計算）の原則 そのうえでの定額化志向
- ・間接被害（者）の処理の枠組み——伝統的民法法理との整合性
- ・新種の事件類型における個別損害項目積上げ方式の限界
  - 既存の（各個の）損害項目に内包されるものの異質性
  - 既存の損害項目に対応するものがない新種の項目
  - 個別項目化に適しないもの？（慰謝料の補完的機能？）
- ・新種の事件類型における金銭評価ルールにおける「基準化・定額化」の限界
  - 何が「合理的」であるかの判断のよりどころへの懐疑
  - ←「科学的合理性」における定見の不在 or 対立
  - 「社会的合理性」なるもの？

「政策志向型」問題処理基準としての金銭評価ルールとしての割切りの必要性

- ・原状回復の理念がどこまで吸い上げられているか
- ・差額損害の把握に際して、古典的な物損・人損事案の思考様式にとらわれすぎていないか

## II いくつかの各論的問題

### 1 財産権（所有権）侵害——とりわけ居住用不動産について

#### （1）出発点——差額説の思考様式の多様性

・「民法上のいわゆる損害とは、一口に云えば、侵害行為がなかったならば惹起しなかったであろう状態（原状）を（a）とし、侵害行為によって惹起されているところの現実の状態（現状）を（b）とし  $a - b = x$  その  $x$  を金銭で評価したものが損害である。」（最判昭和 39 年 1 月 28 日民集 18 卷 1 号 136 頁）

・ 4 つの差額説

	債務不履行・不法行為前後の時点での差額（＝価額の差）	将来の展開をも考慮に入れた差額（＝価額の差）
総体財産	$\alpha$	$\beta$
個別財産	$\gamma$	$\delta$

#### （2）物の所有権侵害による損害

①物自体の交換価値に着目した損害（ $\delta$ ） cf. 「減価法」 or 「再取得価値」

…客体に割り当てられた価値の保障

②所有権侵害により被害者の総体財産に生じた損害（ $\beta$ ）

…その客体への加害行為が権利主体の総体財産に波及する事態への注目

財産管理・処分の自由、人格の展開の自由（自己決定権）の保障→平穏生活権

#### （3）所有権侵害により被害者の総体財産に生じた損害について

① 権利・法益が帰属する権利主体には、権利の客体をどのように管理・処分するかにつき、自由に決定し行動することが、国家により——憲法規範のもとで——保障されている（財産管理・処分の自由、人格の展開の自由の保障）。このことを視野に入れたとき、権利主体に対し、当該客体の価値だけでなく、当該客体を用いた行動がこの者の総体財産にもたらしたであろう利益——権利主体の側からみれば、権利主体が当該客体を用いてみずからの行動を展開することにより得ることが許容された財産的利益——の実現・回復もされてはじめて、当該権利・法益の有する価値が実現・回復されたということが出来る。

② 賠償されるべき総体財産損害の範囲および損害額は、まず、社会生活のなかで権利・

法益の客体を用いて人格を自由に展開することが、国家により当該権利主体に対しどこまで保障されるべきかという観点からの、被害者の権利・法益面への規範的評価によって定まる。

③ 社会生活のなかで権利・法益の客体を用いて財産的利益を得る行動が権利主体みずからのリスクのもとでおこなわれるべきであるとされるときには、(過失相殺・損害軽減義務違反の問題となるよりも前に、既に) 総体財産に生じた損失が、そもそも賠償されるべき損害から除外される。

④ 総体財産損害の加害者側への帰責、したがって、賠償されるべき総体財産の差額を考える際に、(i)社会生活のなかで権利・法益の客体を用いて人格を自由に展開することが、当該権利主体に対しどこまで保障されるべきかという観点からおこなわれる被害者の権利・法益面への規範的評価(「侵害」レベルでの「権利・法益」性の確定)とともに、(ii)第一次侵害と称しうる権利・法益侵害を回避するために国家が加害者に課した禁止規範・命令規範に対する違反行為(故意・過失による第一次侵害)の結果として、被害者の総体財産が減少することの危険がいかに高められたか(「特別の危険」の実現の有無)という観点からおこなわれる加害者の行為面への規範的評価(「侵害」レベルでの——「後続」侵害に対する帰責である点を視野に入れた——加害者の行為に対する無価値評価)という、両面からの規範的評価がされるべきである。

\* 潮見佳男「不法行為法における財産的損害の『理論』——実損主義・差額説・具体的損害計算」法曹時報 63 卷 1 号 1 頁 (2011 年)

## 2 風評被害による損害の賠償

### (1) 損害論を支える 2 つの観点

- ① 原発事故による放射性物質による汚染の危険性を回避する一般人の心理
- ② 平均人・一般人を基準とした合理性判断

### (2) 営業利益侵害を理由とする損害賠償のジレンマ

- ① 「営業の自由」・「営業権」→権利・法益としての地位は保障されるべきである。
- ② 他方で、営業活動を通じて得られる利益は、営業の主体に対して当然に保障されるわけではない。営業の主体は、当該営業に係るリスクをも引き受けた上で営業活動を展開しなければならない。
- ③ 営業活動に係るリスクの中には、他者による営業活動への侵襲のリスクも含まれる。

### (3) ジレンマ解決のための一般的な枠組み——民法法理の視点から

- ① 当該営業に結び付けられた通常のリスク(営業に伴う一般的危険)は、事前に予見

することができ回避措置（事前のリスク分散措置）を講じることができるものであるから、営業の主体が負担すべきである。

② 風評その他の当該営業に対する取引参加者（一般市民を含む）の評判による営業利益の減少は、一般的には、営業に伴う通常のリスク（一般的危険）というべきものであり、営業の主体が負担すべきである。

③ これに対して、事前に予見して回避措置（事前のリスク分散措置）を講じることが営業の主体に「合理的に」期待することのできないリスク（特異な危険）については、「営業に係るリスク」の引受けという観点から営業の主体への負担帰属を正当化することはできない。→「特異な危険」を惹起した者への負担付加の可能性 →平穩生活権

④ 他者（行為者）の侵襲との相関的考慮において決定される権利・法益の内包と外延  
——営業権・営業利益（さらには、人格権・人格的利益）の持つ権利面での特徴  
行為に対する無価値評価と、権利・法益としての要保護性との一体的判断

⑤ 本件事故の場合——「特異な危険」の判断基準としての上記（1）①・②

⑥ 「特異な危険」の存続期間の問題（「特異な危険」の消滅に関する問題）  
——「特異な危険」の判断基準としての上記（1）①・②からの正当化

### 3 間接被害者の損害賠償

#### （1）現在の民法法理

- ・「間接被害者」の損害は原則として賠償されないとの一般法理は揺るぎのないものか？
- ・「肩代わり損害」の肯定
- ・付随的損害の肯定 cf. 相当性判断…意に反する自己決定+その合理性
- ・いわゆる企業損害について

原則——賠償否定

企業は、企業活動に伴うリスクをみずから負担すべきである。

事前のリスク回避措置をとることの要請

例外——オーナー型個人企業の場合

直接被害者と間接被害者（当該企業）との経済的一体性 家計と企業の未分離

→直接被害者と同視しうるケース

#### （2）中間指針の基礎とする考え方が民法法理に与える影響

- ① 中間指針の観点：「第一次被害者との取引に代替性があるか」（大塚）
  - (i)地域性がある間接被害
  - (ii)事前のリスク分散が困難な場合
  - (iii)他の事業者から調達することが困難な場合
- ② 「経済的一体性」の観点から「企業損害」類型について語られてきた法理を応用し

たものである。→「間接被害」というよりは、「直接被害」という観点から捉えられるべきものではないか。

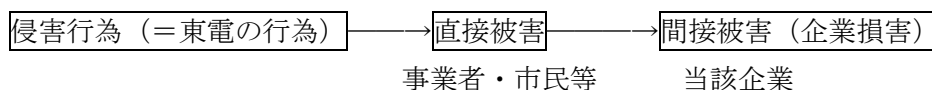
③ 間接被害者としての企業の損害の賠償を正当化するために用いられてきた「経済的一体性」の意味、正確に言えば、「経済的一体性」のある損害がなにゆえに賠償されるべきかの理解を深める上で、中間指針の基礎に据えた観点は、民法法理としても重要な意義を有する。

④ 重要なのは、「直接被害者－間接被害者」という枠組みではなくて、(i)企業活動に伴うリスクを企業みずからが負担すべきか、(ii)企業活動に係るリスクの中には、他者による企業活動への侵襲のリスクも含まれるが、このリスクをどこまで営業に伴う通常リスク（一般的危険）と評価すべきか、あるいは、「特異な危険」と評価すべきかにある。

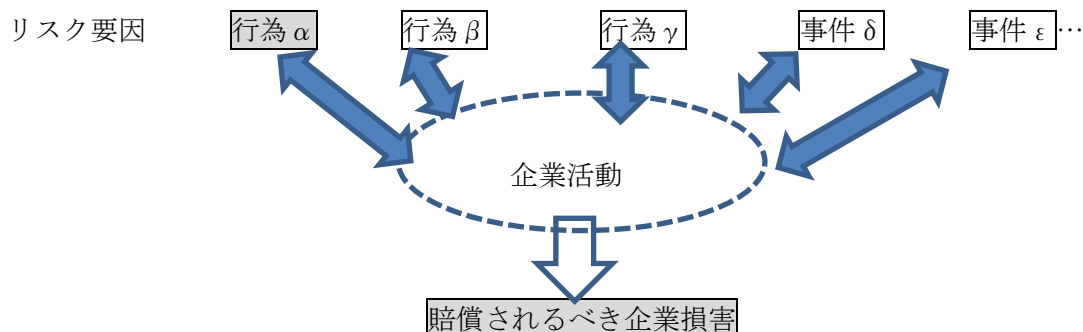
…行為（or 行為者）からの連鎖型アプローチ（a）と、

他人の行為を踏まえた権利・法益の保護領域の確定という観点からのアプローチ（b）

・（a）型のアプローチ



・（b）型のアプローチ



⑤ このようにみれば、間接被害者たる企業の損害に関しては、上述した風評被害の賠償法理と基本的な枠組みは変わらないのではないか。

→「特異な危険」の判断基準としての上記2（1）①・②

#### 4 平穏生活権について

##### （1）多様な観点から捉えられる平穏生活権①——権利の内容面から

①「その地域で平穏に生活する権利」としての平穏生活権——自己決定権と結びついた平穏生活権（潮見） cf. 居住用不動産の利用と結びついた平穏生活権

②「身体や健康に直結した平穏生活権」：生存条件にかかわる平穏生活権（吉村）

③事業者にとっては、「その地域で事業活動を展開する権利」としての平穏生活権（潮見）

(2) 多様な観点から捉えられる平穩生活権②——侵害態様面から

- ①避難することによる平穩生活権侵害
- ②滞在することによる平穩生活権侵害

(3) 平穩生活権の侵害とこれによる損害——法益としての「人格権」、損害としての「財産的損害」・「精神的損害」

①財産的損害

- ・自主避難者の避難費用
- ・同種同等の生活保障のための費用
  - ・将来の診療費用、検査費用
  - ・居住用不動産の再調達費用
  - ・時の経過と「一般的生活危険」への変質をめぐる問題
- ・営業損害・企業損害（既述）

②精神的損害

- ・交通事故慰謝料との違い？ 項目面・金額面
- ・慰謝料の補完的機能を活用する余地はないか？ ←新種の事件類型  
類例のない被害類型

③生存条件の視点も重要であるが、それとあわせて自己決定権侵害の視点からの整理も必要ではないか。 慰謝料での吸上げの可能性

- ・「生存条件に関する自己決定」の観点
- ・「意に反する自己決定」の観点 避難指示事例 & 自主避難事例

以上